

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 25 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 西 戸 亜希子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 9 日から 令和 7 年 5 月 19 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 5 月 22 日 午前 10 時 00 分 場 所 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 5 月 28 日 午前 9 時 20 分 場 所 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 26 日から 令和 7 年 5 月 30 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 25 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	11,320,000 9,056,000	一括	2,264,000	56,913	19,046
1	4,650,000				
2	1,880,000				
3	4,790,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 札幌市清田区平岡十条三丁目 |
| | 地 番 | 896番47 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 180.62平方メートル |
| 2 | 所 在 | 札幌市清田区平岡十条三丁目 |
| | 地 番 | 896番71 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 73.17平方メートル |
| 3 | 所 在 | 札幌市清田区平岡十条三丁目 896番地47 |
| | 家屋 番号 | 896番47 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 68.73平方メートル
2階 34.57平方メートル |

注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7年 2月26日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 西 戸 亜希子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B・I・Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 札幌市清田区平岡十条三丁目 |
| | 地 番 | 896番47 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 180.62平方メートル |
| 2 | 所 在 | 札幌市清田区平岡十条三丁目 |
| | 地 番 | 896番71 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 73.17平方メートル |
| 3 | 所 在 | 札幌市清田区平岡十条三丁目 896番地47 |
| | 家屋 番号 | 896番47 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 68.73平方メートル
2階 34.57平方メートル |

令和 6年(ケ)第 120号
令和 6年12月25日受理
令和 7年 2月 7日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所
執行官

菅 原 誠

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 札幌市清田区平岡十条三丁目 |
| | 地 番 | 896番47 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 180.62平方メートル |
| 2 | 所 在 | 札幌市清田区平岡十条三丁目 |
| | 地 番 | 896番71 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 73.17平方メートル |
| 3 | 所 在 | 札幌市清田区平岡十条三丁目 896番地47 |
| | 家屋 番号 | 896番47 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 68.73平方メートル
2階 34.57平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	札幌市清田区平岡10条3丁目1番3号			
土地	物件1, 2			
現況地目	☒ 宅地（物件1, 2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件3			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 （ 2 枚目）

そ の 他 の 事 項

■ 土地関係

- 1 法務局備付け図面等を基に概測した結果、ほぼ登記どおりと推測されるが、積雪のため境界標は確認できず、正確な位置及び面積の把握には専門家の測量を要する。
なお、所有者によると、境界標は4か所に入っているとのことである。
- 2 南西側隣地（1175番4土地）とは約1.0～約1.5メートル低位に、北東側隣地（896番46土地）とは等高～約0.5メートル高位に、北西側歩道とは約2.0メートル低位（歩道側約1.5メートルの部分は法地）に、南東側道路とは等高に接面している。
- 3 北東側及び南東側境界付近に所有者所有のコンクリート土留めがある。
- 4 南東側部分に融雪槽がある。所有者によると、融雪槽は稼働しないと思われるとのことである。

■ 建物関係

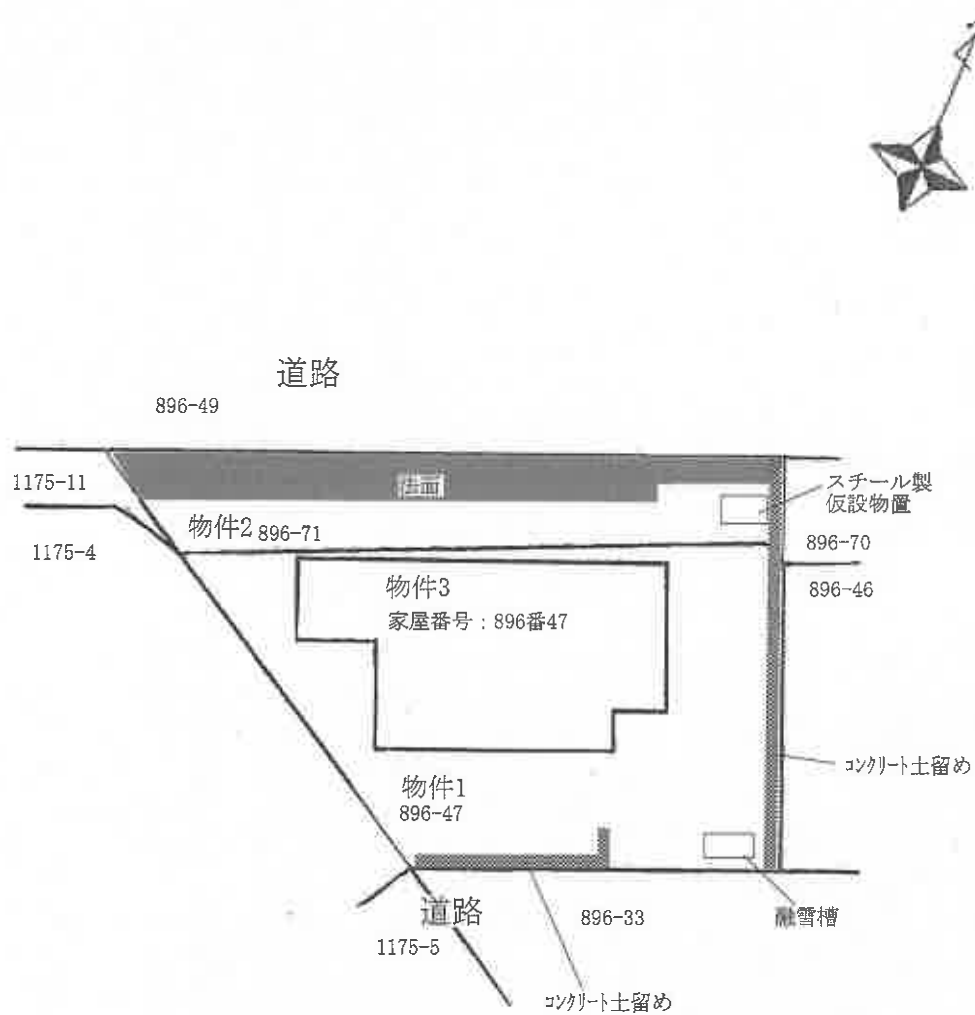
- 1 建物全体が老朽化しており、各室の窓下部分には、結露による汚損、損傷がある。
- 2 台所の床に一部凹みがある。
- 3 所有者によると、
 - (1) 目的建物は、購入した時に外壁、屋根、畳表替え、内壁クロス張替え及びトイレの床等を改修した
 - (2) 建物全体に結露が発生する
 - (3) 給湯器から浴室への配管が腐食したので自分で修繕したとのことである。
- 4 外壁、屋根、玄関及びポーチ部分が劣化、損傷している。
- 5 所有者所有のスチール製仮設物置（約3.38平方メートル）がある。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（ 3 枚目）

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6 年 1 2 月 2 5 日 (水) 13 : 00 — 13 : 05	(インターネット)	登記情報提供システム (目的土地上の既登記建物調査)
6 年 1 2 月 2 5 日 (水) 15 : 15 — 15 : 45	物件所在地	占有調査, 所有者に面談, 外部調査, 写真撮影
7 年 1 月 7 日 (火) 16 : 30 — 16 : 40	(電話)	所有者から聴取
7 年 1 月 8 日 (水) 16 : 15 — 16 : 30	(電話)	所有者から聴取
7 年 1 月 2 2 日 (水) 13 : 40 — 14 : 50	物件所在地	立入調査, 所有者に面談, 外部調査, 写真撮影, 評価人同行
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 , 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

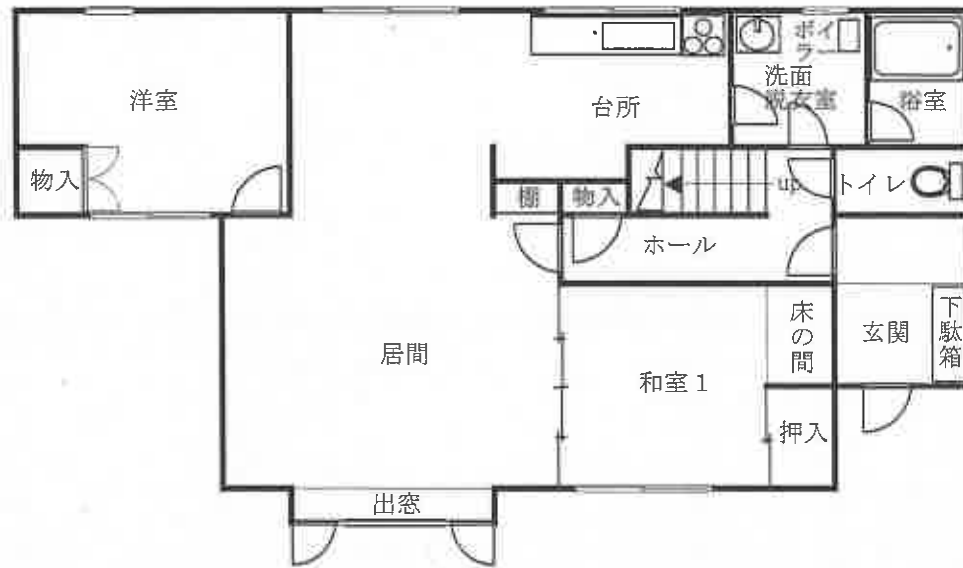
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

土地建物位置関係図

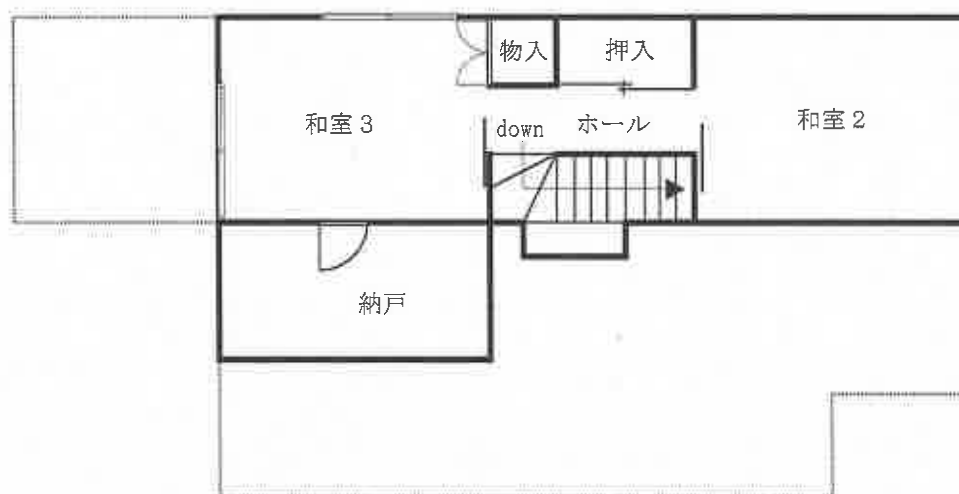


建物間取図

1 階



2 階



全景(南側から撮影)



居間



台所



台所床の凹み



浴室



洋室



和室1



和室2



和室2の窓下



和室3



北東側の外壁



玄関, ポーチ



仮設物置



令和6年(ケ)第 120号
令和7年1月22日現地調査
令和7年2月10日評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
坂 井 慎 一 印

第1 評価額

一括価格	
金11,320,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金4,650,000円
物件2（土地）	金1,880,000円
物件3（建物）	金4,790,000円

- 1 一括価格は、物件1、2及び3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、物件2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	札幌市清田区平岡十条三丁目 896番47 宅地 180.62㎡	同左
2	所在地 地番 地目 地積	札幌市清田区平岡十条三丁目 896番71 宅地 73.17㎡	同左
3	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	札幌市清田区平岡十条三丁目896番地47 896番47 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階： 68.73㎡ 2階： 34.57㎡ 合計 103.30㎡	同左
番号	特記事項		
	・物件2土地上に所有者所有のスチール製仮設物置(面積約3.38㎡)がある。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位 置 ・ 交 通	地下鉄東西線「大谷地」駅の南東方・道路距離約1,900m 最寄バス停「平岡9条3丁目」の北西方・道路距離約100m (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	周辺は一般住宅が建ち並ぶ住宅地である。徒歩圏内に小学校、大規模商業施設等があり、生活利便性は良好である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第2種低層住居専用地域 50% 80% — 外壁の後退距離：1m、建築物の高さの制限：10m、北側 斜線高度地区、地区計画(平岡公園北地区)、宅地造成工 事規制区域、立地適正化計画区域外、景観計画区域
画 地 条 件	・北西側、南東側の二路線に面する二方路地に位置する。南東側道路とは概ね等高に接し、北西側道路からは約2m低い下りの法地となっている(鉛直高さ約2m、水平距離約1.5mの法面)。高低差のため、北西側道路からの出入りは困難である。 ・画地内は法面部分以外ほぼ平坦で、地盤は周辺土地と同程度と見込まれる。 ・南東側間口約12.8m、奥行約14.0mのほぼ台形状地(不整形地)である ・南西側隣地(地番1175-4)からは約1.0～1.5m低位にあり・北東側隣地(地番896-46)からは等高～約0.5m高位で接している。	
接面道路の状況	南東側で幅員約8m舗装済市道(平岡174号線)に、 北西側で幅員約20m舗装済市道(豊平東部2号線)に接面する。 (何れも建築基準法第42条1項1号該当)	
土地の利用状況等	・物件1土地は物件3建物の敷地として利用され、物件2土地には法面部分が存する。 ・物件1土地の南東部分に融雪槽が設置されているが、稼働しないとのことである。 ・北東側隣地との境界付近と南東側道路接道部分付近に、所有者所有のコンクリート土留めがある。 ・上記の法面は、元々は物件2土地のほぼ全体を占めていた模様であるが、その後、建物側の幅(水平距離)約1mを削ったとのことである。但し、積雪のため詳細は把握できなかった。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	ガ ス 配 管	あり
	下 水 道	あり

次頁に続く

特 記 事 項	1. 対象土地については、現地調査及び土地・建物登記簿による過去の調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 2. 調査によると、過去に対象地において埋蔵文化財が発見された事実はなく、また、文化財保護法で規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の指定もない。従って、埋蔵文化財については対象不動産の価格形成に影響がないものと判断した。 3. 所有者によると境界標は4か所に入っているとのことであるが、積雪のため確認できなかったため、法務局備え付けの図面等に基づく現地での概測により土地建物の位置関係を把握した。正確には専門家による測量を要する。 4. 前記の融雪槽、コンクリート土留めに関しては、現況からは特段の経済的価値は無いものと判断した。 (詳細は現況調査報告書参照)
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和60年7月9日新築 経 過 年 数：40年 経済的残存耐用年数：2年
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディングボード等 内 壁：クロス貼等 天 井：クロス貼等 床：フローリング、畳等 設 備：給排水設備、ボイラー等 その他：一
床面積（現況）	増 築 無 床面積 103.3㎡
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：4LDK
品 等	総 合 普通 使用資材 普通 施 工 普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特 記 事 項	1. 市役所担当課によると、物件3は新築時点で建築確認申請・検査済証の交付共になされているとのことである。 2. 築年数が経過し、建物全体が老朽化しており、内外部共に汚損・劣化が進んでいる状態である。 3. 設備機器に関して動作確認を行うことができなかった。 4. 各室の窓下部分には結露が見られ、台所の床下には一部凹んでいる箇所がある。 5. 給湯器の配管を自分で補修したとのことである。 6. アスベスト含有建材等、建物有害物質の利用については目視調査の結果、確認できなかった。但し、評価人としての調査には限界があるため、詳細については別途、専門家による調査を要する。 （以上、詳細は現況調査報告書参照）

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1、2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	91,000	0.75	180.62	0.9	11,095,000
2	91,000	0.75	73.17	0.9	4,494,000
合 計					15,589,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地あるいは基準地等との規準あるいは比準価格(類似地域所在の取引事例価格)等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格 差：法地の存在-20、形状-5、二方路±0、合計-25

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：物件1・物件2の土地について、建物と敷地の適応状態等を勘案して10%の減価を計上した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。尚、仮設物置は下記建物価格に含めて評価した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
3	180,000	103.30	0.033	614,000

ウ 現価率：経過年数40年、経済的残存耐用年数2年、観察減価率は建物の状態を考慮し30%と判断し、下記により求めた。

□主たる建物：

耐用年数法
2 年

観察減価

$$\frac{\text{耐用年数法}}{40 \text{ 年} + 2 \text{ 年}} \times (1 - 0.30) \doteq 0.033$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1・2の土地については土地利用権等価格を控除し、物件3の建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	11,095,000	0.40	法定地上権	4,438,000
2	4,494,000	0.40	法定地上権	1,798,000
合 計				6,236,000

ア 土地利用権等の及ぶ範囲を物件1、物件2の全てと判断した。

イ 土地利用権等割合：物件1、物件2の土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2) エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売 市場 修正 オ	その他 の控除 減価(敷 金等) カ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	11,095,000	-4,438,000		1.0	0.7	—	4,650,000
2	4,494,000	-1,798,000		1.0	0.7	—	1,880,000
3	614,000	+6,236,000	—	1.0	0.7	—	4,790,000
一括価格 (合計)							11,320,000

ウ 占有減価修正：特になし。

エ 市場性修正：特になし。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価(敷金等)：なし

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（札幌清田－6）

所 在：札幌市清田区平岡8条4丁目169番60

「平岡8条4-12-6」

価 格：86,500円／㎡

位 置：地下鉄東西線「大谷地」駅の南東方順路距離約2.6kmに位置する。

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：190㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：北西側8m市道に接面

用 途 指 定 等：市街化区域、第1種低層住居専用地域（建蔽率40%、容積率80%）

地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 10,114,700円

物件2 4,097,500円

物件3 1,781,600円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 住宅地図写
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面写・各階平面図写
- 6 土地建物位置関係図
- 7 建物間取図

以 上

位置図



厚別公園



手稲小学校

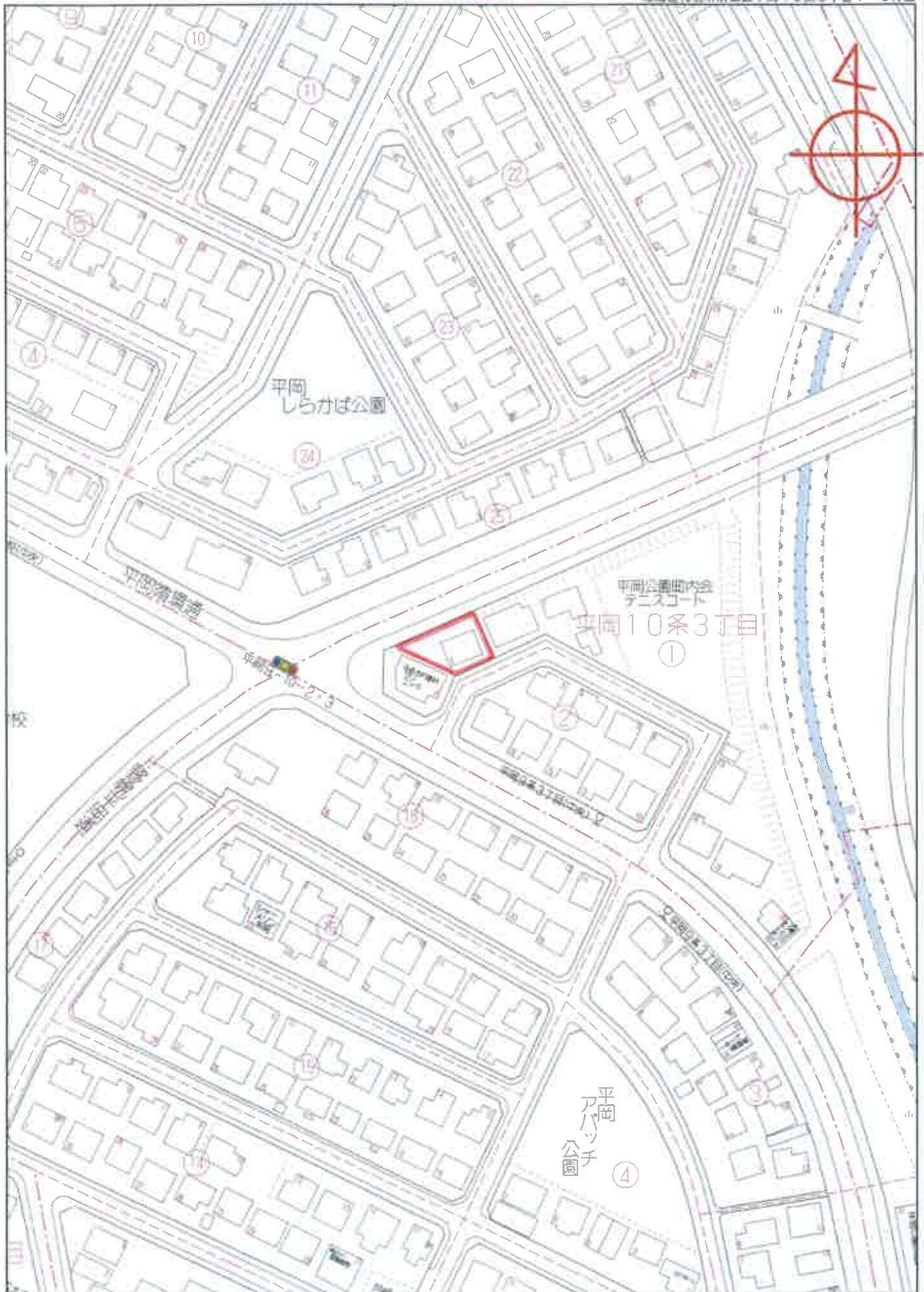


札幌市役所「現況図」

S=1:10,000

住宅地図(写)

北海道札幌市清田区平岡10条3丁目1-3付近



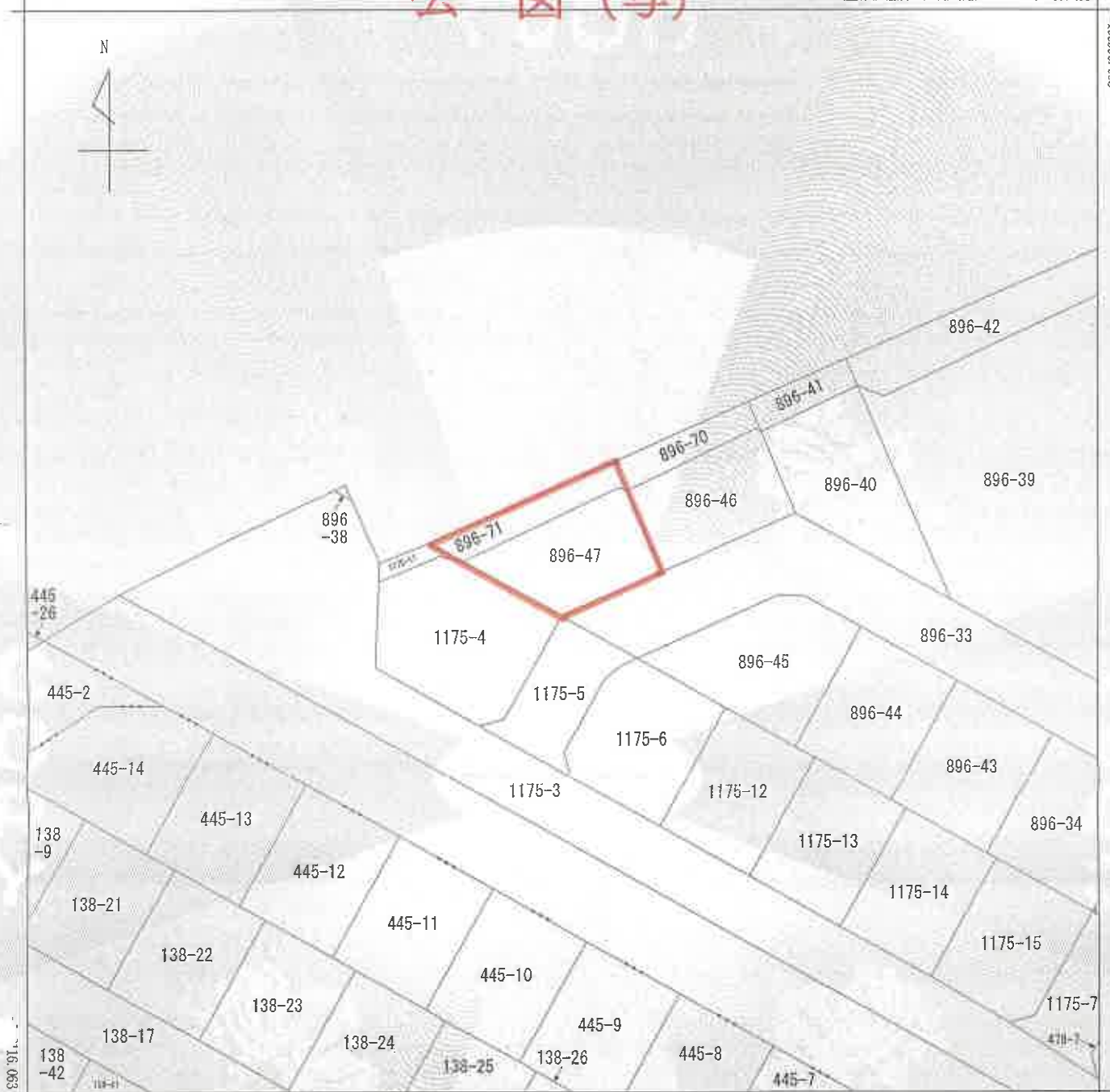
60 m

1:1500

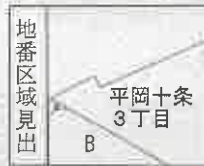
Copyright (C) 2025 ZENRIN CO., LTD.

禁無断複写複製
坂井不動産鑑定事務所有限公司
Z23H00410-20250116092035

©2024 ZENRIN Co., LTD. (Z24AB 第 583 号)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を掲載した不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の記載を記載した図面です。



A 平岡九条 2
丁目
B 平岡九条 3
丁目

請 求 部 分		所 在				札幌市清田区平岡十条三丁目				地 番		896番47									
出 縮		力 尺		1/500		精 度 区 分		甲二		座標系 番号又は 記号		X II		分 類		地図に準ずる図面		種 類		その他	
作 成 年 月 日		昭和57年12月10日								備 付 年 月 日 (原図)				補 記 事 項							

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局南出張所管轄)

令和6年11月14日
東京法務局

本図面はA 3判をA 4判に縮小したものである。

登記年月日：昭和58年11月18日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局南出張所寄贈)
令和6年11月14日 東京法務局

登記官

地図解題面 180053判をA4判に縮小したものである。

028427

地図番号	種類	コンクリート標	境界線の種類及び面積を記載する事項
(P1) / 05-(2)	新設		

地番	番
896-40	-46

札幌市東区平岡10条3丁目
清田区

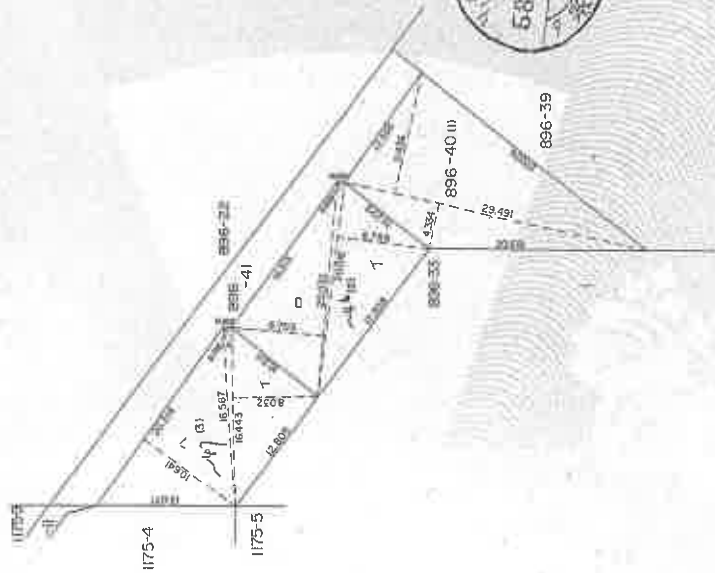
図
所
在
量

土地積

地図全巻

求積式

896-40 (1) $(11.456 + 4.334) \times 29.491 \div 2 = 232.8314450$
896-46 (2) $1 \times 20.016 \times 8.789 \div 2 = 87.9603120$
 $0 \times 0.599 + 8.703 \times 20.032 \div 2 = 93.1688320$
 $1 + 0 = 181.1291440$
896-47 (3) $1 \times 16.443 \times 8.032 \div 2 = 66.0350880$
 $0 \times 16.587 \times 0.785 \div 2 = 5.5103975$
 $0 \times 20.314 \times 10.641 \div 2 = 108.0806370$
 $1 + 0 + 0 = 180.6261225$
 $(1) + (2) + (3) = 594.5867115$



作製者

(昭和58年8月18日作製)

申請人

縮尺 1/500

(札幌土地家屋調査士会用紙)

登記年月日：昭和60年1月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局南出張所発給)
令和6年11月14日 東京法務局

登記官

地図番号	種類	境界線の種類及び境界点の位置
(PH) 105-12	既設 新設	

028428

地番 896-41

土地の所在 札幌市豊平区平岡0条3丁目

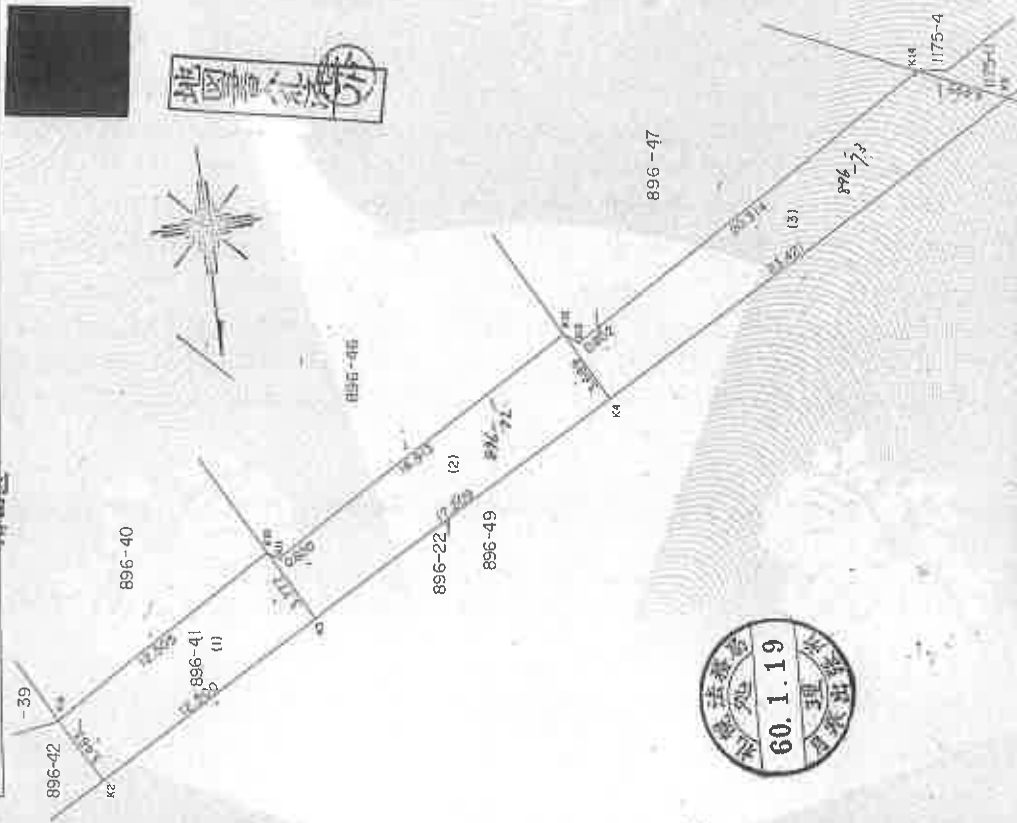
所測 在量

求積式

(1) 896-41 X Y
K2 -109294.072 -63962.482
K9 -109297.242 -63961.091
K10 -109302.553 -63972.412
K3 -109299.094 -63973.929
TOTAL 1/2
平岡0条3丁目896-70に合算(60.2.21)

(2) 896-72 X Y
K3 -109299.094 -63973.929
K10 -109302.553 -63972.412
K11 -109302.198 -63972.896
K12 -109309.385 -63988.206
K4 -109306.007 -63989.688
TOTAL 1/2
平岡0条3丁目896-71に合算(60.2.21)

(3) 896-73 X Y
K4 -109306.007 -63989.688
K12 -109309.385 -63988.206
K13 -109308.909 -63988.851
K14 -109317.607 -64007.209
K5 -109315.417 -64011.135
TOTAL 1/2
コウガイ (1)+(2)+(3)



申請人

(昭和59年11月21日作製)

(札幌土地家屋調査士会用紙)

作製者

縮尺 1/250

地図整理番号：M80657
本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：昭和60年7月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局南出張所管轄)

令和6年11月14日

東京法務局

登記官

各階平面図

家屋番号

896番47

建物図面

1 階

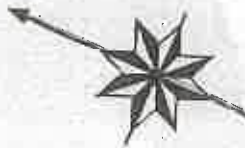


求積表

2 階



求積表



物件2



物件1

作製者

縮 1/250
尺 1/

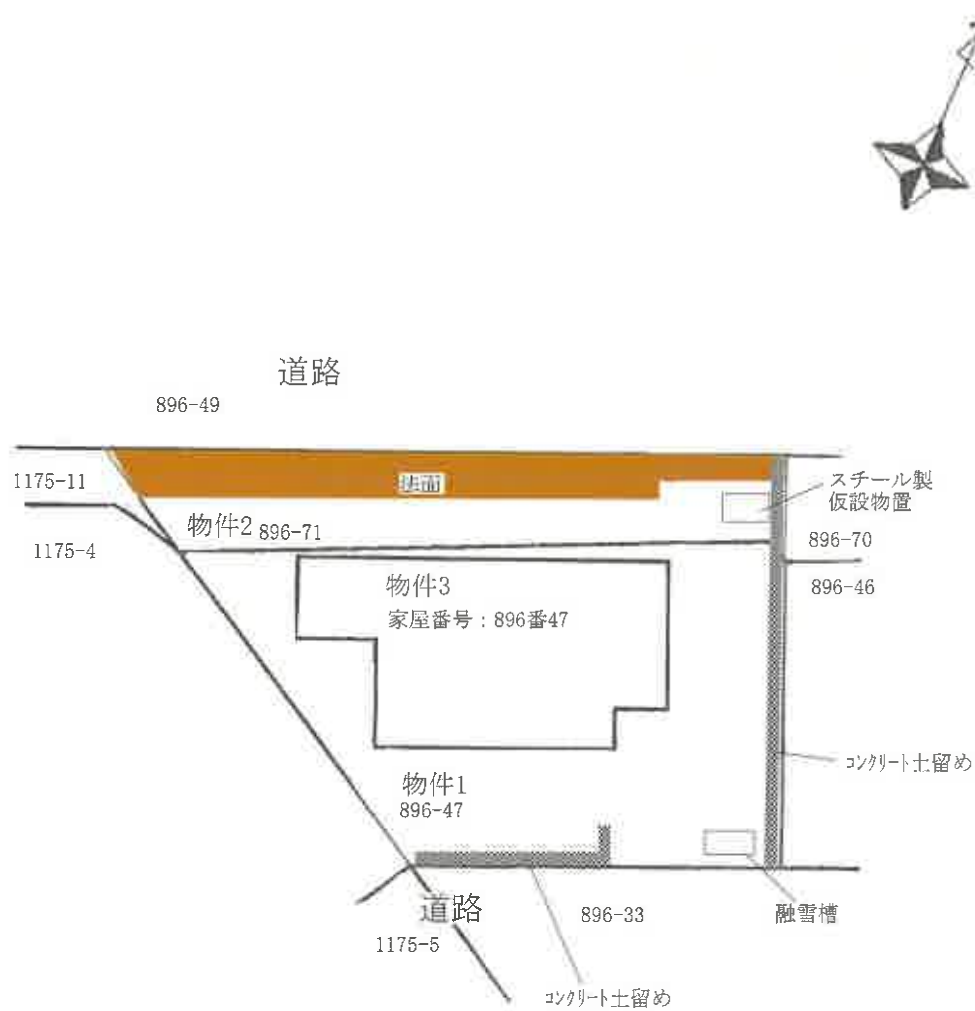


(札幌土地家屋調査士会用紙)

申請人

縮 1/500
尺 1/

土地建物位置関係図



建物間取図

1 階



2 階

